

鴻巣介護老人保健施設こうのとりの 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 埼玉県済生会が開設する鴻巣介護老人保健施設こうのとりの（以下「当施設」という。）において実施する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（目的）

第2条 当施設の従業者が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者に対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 訪問リハビリテーション等の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。

3 地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（名称及び所在地等）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 鴻巣介護老人保健施設こうのとりの
- （2）所在地 埼玉県鴻巣市八幡田 868-1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）医師 1人以上
- （2）理学療法士 ・ 作業療法士 1人以上

訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）を作成し、訪問リハビリテーション等の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第6条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）月曜日から金曜日までの5日間とする。但し、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- （2）午前8時45分から午後5時15分（サービス提供時間は午前10時から午後4時）までとする。

（訪問リハビリテーション等の内容）

第7条 訪問リハビリテーション等は、医師の診療に基づき、利用者の心身の機能の回復を図るため、リハビリテーションの目標及び方針、健康状態、リハビリテーションの実施上の留意点、リハビリテーション終了の目安・時期等を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に沿って行う。

(訪問リハビリテーション等の利用料その他の費用の額)

第8条 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

2 第9条の通常の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーション等に要した交通費は、次の額を徴収する。

通常の実施地域を越えて10km未満の場合 150円 / 片道 (税別)

通常の実施地域を越えて10km以上の場合 200円 / 片道 (税別)

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の実業の実施地域)

第9条 通常の実業の実施地域は、鴻巣市とする。

(苦情処理)

第10条 訪問リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した訪問リハビリテーション等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した訪問リハビリテーション等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した訪問リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあつては地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第12条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に則り、適切な取扱いに努めるものとする。

2 施設職員が得た利用者又はその家族の個人情報については、当施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 埼玉県済生会の支部長と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

令和 02 年 03 月 13 日に施行し、令和 02 年 03 月 01 日から適用する。

改正

令和 02 年 05 月 01 日に施行し、令和 02 年 06 月 01 日から適用する。